

議案第 号

公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 公の施設の名称 宝塚市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 福 本 芳 博
- 3 指定の期間 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和7年(2025年)7月25日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市総合福祉センター指定管理者選定委員会

委員長 澤田 有希子

宝塚市総合福祉センターの指定管理者の候補者の選定について(答申)

令和7年(2025年)5月23日付宝塚市諮問第7号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市総合福祉センターを管理する指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に於ける当該施設の指定管理者として最適な候補者を応募者のうちから選定します。

(2) 選定する施設

宝塚市総合福祉センター

(3) 応募対象者の選定方法

宝塚市総合福祉センターは、宝塚市総合福祉センター条例第18条第1項で、公募によることなく、施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するとされていることから、第1回指定管理者選定委員会において応募者を指名し、申請を募ることとしました。

応募者については、以下の理由から社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指名しました。

ア 総合福祉センターが、高齢者、障碍（児）者、母子家庭等、児童の福祉の増進や福祉団体の活動場所の提供、ボランティア活動団体への便宜供与等を行う施設であることから、営利目的の法人または団体が運営することとなると、利用者、活動者の利用に意図しない制限がかかるおそれがあるため、非営利目的の法人または団体が望ましいこと

イ 総合福祉センターが、各種福祉団体及びボランティア等の福祉ネットワークを形成することで地域福祉を推進する施設であることから、社会福祉法第109条により地域福祉推進を目的とする団体として規定されている社会福祉協議会が望ましいこと

ウ 福祉ネットワークを形成する主体としては、いわゆる目的型組織と言われるNPO、特定の課題に取り組むグループ、専門職団体等があるほか、地縁型組織と言われる自治会、コミュニティ、マンション管理組合等など幅広く存在し、特に地縁型組織との信頼関係を形成する上で、その地域で活動し続けてきた法人または団体が望ましいこと

（４） 応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住 所 宝塚市安倉西2丁目1番1号

名 称 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

理事長 福本 芳博

2 審議内容

（１） 選定委員会委員

委員長 澤田 有希子(大学教授)

委 員 小塩 英樹 (税理士)

委 員 井上 聖 (宝塚市障害者（児）団体連絡協議会)

委 員 村山 眞子 (宝塚市老人クラブ連合会)

委 員 藤本 眞砂子(市民公募委員)

(2) 選定経緯

ア 第1回選定委員会 令和7年5月23日

(募集要項・業務の概要、選定基準、応募者の指名の決定)

イ 指定管理者申請期間 令和7年5月30日～令和7年6月30日

ウ 第2回選定委員会 令和7年7月17日

(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 評価方法

評価項目(14項目)と配点(100点満点)を設定し、応募者から提出された申請書及びプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員5名の評価点を合計して500点満点とし、300点(60.0%)を必要最低点と定めて審議することとしましたが、委員のうち1名が欠席だったため、委員4名の評価点を合計して400点満点とし、240点(60.0%)を必要最低点と定めて審議することとしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点の採点結果は、400点満点中295点(73.8%)となりました。

この結果を以て委員会で審議を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが最適であると出席委員全員一致で決定しました。

(2) 選定理由

別紙のとおり、必要最低点である240点(60.0%)を上回っており、指定管理者の候補者として選定することが最適であると判断しました。

宝塚市総合福祉センター指定管理者の候補者選定結果

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会【総合福祉センター】

評価項目		配点	配点合計	評価点	(得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	40	28	70.0%
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	40	26	65.0%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	40	30	75.0%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	40	26	65.0%
	市民の福祉の向上と地域福祉活動に寄与すること	10	40	36	90.0%
効率性	経費縮減の具体的な方策があるか	5	20	13	65.0%
	適正な収支計画と認められるか	5	20	16	80.0%
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	20	18	90.0%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	20	12	60.0%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	20	16	80.0%
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	20	16	80.0%
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	20	17	85.0%
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	40	26	65.0%
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか	5	20	15	75.0%
計		100	400	295	73.8%

宝塚市総合福祉センター指定管理者選定委員会採点結果

社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会【総合福祉センター】

評 価 項 目		配点	配点 合計	社会福祉 協議会評価 (得点率)						
						A委員	B委員	C委員	D委員	E委員(欠席)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	40	28	70.0%	6	8	8	6	－
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	40	26	65.0%	4	8	8	6	－
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	40	30	75.0%	6	6	10	8	－
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	40	26	65.0%	6	6	6	8	－
	市民の福祉の向上と地域福祉活動に寄与すること	10	40	36	90.0%	8	10	10	8	－
効率性	経費削減の具体的な方策があるか	5	20	13	65.0%	2	3	4	4	－
	適正な収支計画と認められるか	5	20	16	80.0%	3	4	5	4	－
管理 (運営) 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	20	18	90.0%	4	5	5	4	－
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	20	12	60.0%	2	4	3	3	－
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	20	16	80.0%	4	3	5	4	－
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	20	16	80.0%	3	4	5	4	－
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	20	17	85.0%	4	4	5	4	－
管理 (維持) 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	40	26	65.0%	6	8	4	8	－
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができるか	5	20	15	75.0%	3	4	4	4	－
計		100	400	295	73.8%	61	77	82	75	0
						61%	77%	82%	75%	0%

(様式第4号)

団 体 概 要 書

団 体 名	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会		
代 表 者 名	福本 芳博	設立年月日	昭和 29 年 (法人認可昭和 43 年)
所 在 地	宝塚市安倉西 2 丁目 1 番 1 号		
基 本 財 産	47,250,965 円	職 員 数	322 名 (令和 7 年 4 月 1 日)
役員構成 ・ 氏名	(役職)理事長 (氏名) 福本 芳博		
	(役職)副理事長 (氏名) 岡野 多穂		
	(役職)副理事長 (氏名) 福住 美壽		
	(役職)副理事長 (氏名) 浅山 みゆき		
	(役職)理事 (氏名) 松村 孝三		
	(役職)理事 (氏名) 平田 武二		
	(役職)理事 (氏名) 恒松 静香		
	(役職)理事 (氏名) 高屋舗 純子		
	(役職)理事 (氏名) 志方 龍		
	(役職)理事 (氏名) 大西 登司恵		
	(役職)理事 (氏名) 矢野 恒男		
	(役職)理事 (氏名) 川勝 陽一		
	(役職)理事 (氏名) 木本 丈志		
	(役職)理事 (氏名) 藤本 宜則		
	(役職)理事 (氏名) 牟田 浩伸		
	(役職)監事 (氏名) 大門 吉俊		
	(役職)監事 (氏名) 坂田 健一郎		
事業目的 ・ 内容	【目 的】 宝塚市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 【事業内容】 (1)社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画 (2)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施		

	(3)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (4)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (5) (1) から(4)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (6)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7)共同募金事業への協力 (8)心配ごと相談事業 (9)善意銀行に関する事業 (10)日本赤十字社活動資金募集事業への協力 (11)ボランティア活動の振興 (12)老人訪問介護事業の経営 (13)老人デイサービス事業の経営 (14)福祉サービス利用援助事業 (15)障害福祉サービス事業の経営 (16)相談支援事業の経営 (17)移動支援事業の経営 (18)地域活動支援センターの経営 (19)生活福祉資金貸付事業 (20)老人福祉センターの経営 (21)児童厚生施設の経営 (22)自立相談支援事業 (23)生活支援体制整備事業 (24)その他この法人の目的達成のため必要な事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1)総合福祉センターの経営 (2)訪問看護事業の経営 (3)居宅介護支援事業の経営 (4)地域包括支援センターの経営 (5)日中一時支援事業の経営		
組織	(※組織図を添付)		
電 話	0797-86-5000	F A X	0797-86-5069
電子メール	shakyo@nifty.com		
担当部署名	企画総務課	担 当 者 名	松原 洋介
同様または類似施設の管理運営状況			
施 設 名	所 在 地	主な業務内容	運営開始年月日
宝塚市立老人福祉センター	宝塚市売布東の町 12-8	宝塚市立老人福祉センター管理運営事業	昭和 61 年 4 月 1 日
宝塚市立安倉西身体障害者支援センター	宝塚市安倉西 2-1-2	宝塚市立安倉西身体障害者支援センター管理運営事業	平成元年 4 月 1 日

宝塚市立安倉南身体 障害者支援センター	宝塚市安倉南 1-2-1	宝塚市立安倉南身 体障害者支援セン ター管理運営事業	平成 14 年 4 月 1 日
宝塚市立高司児童館	宝塚市高司 4-4 -24	宝塚市立高司児童 館管理運営事業	平成 12 年 4 月 1 日
宝塚市立安倉児童館	宝塚市安倉南 1- 2-1	宝塚市立安倉児童 館管理運営事業	平成 14 年 10 月 1 日
宝塚市立大型児童 センター	宝塚市売布東の 町 12-8	宝塚市立大型児童 センター管理運営 事業	平成 14 年 6 月 1 日

○宝塚市総合福祉センター条例（抄）

平成17年6月30日

条例第37号

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、総合福祉センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に総合福祉センターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。
 - (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が総合福祉センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 総合福祉センターの管理を安定して行う能力を有していること。